

子供をた

養育の
要領

○寝眠の事

小児の寝時を定めて規則正しくまゝに至極

肝要にして小児の健全母の安快を得んハ

小児の寝時を定め之をゆるく守らざれば

小児生れ後一二ヶ月の間は大抵始

眠るゝ寝食の外は欲念なきものなるハ此

村田文夫 譯述

稟を妨ぐるハよからざる事と勿論あるも此
 期を少し過るハ後ハ寤覺の時間漸々長
 くする候以て其時よりして寢時を定む馴
 り
 児守をせざるもの此頃より早く別はとまを心
 配するものハ絶えずまをせざるもの如し之を
 怠れを容易に改めかゝる悪癖を生むべし而
 して小児を眠らざる時間法を他はあ
 り小児の欲するに依り眠らざるべし曉方より小

児を同覺きしめ眠る時間を減らすを以て尤
 も害ありと云故睡眠を催はし進ハ目覺し置又
 眠る是れ進を眠らせざる自然の欲する所は任
 まべし然る候未だ眠り足らざる候前之を起
 し覺まハ猶食物の未だ身軀を養ふ程は食
 ひ足らざる候前之を奪ひ取らば強
 して早起すゝ小児及バさきとも成る大規則能
 く早く寝て早く起るやう小癖付べし
 小児の取扱ひを程よくせよと云ふときと
 睡眠を促

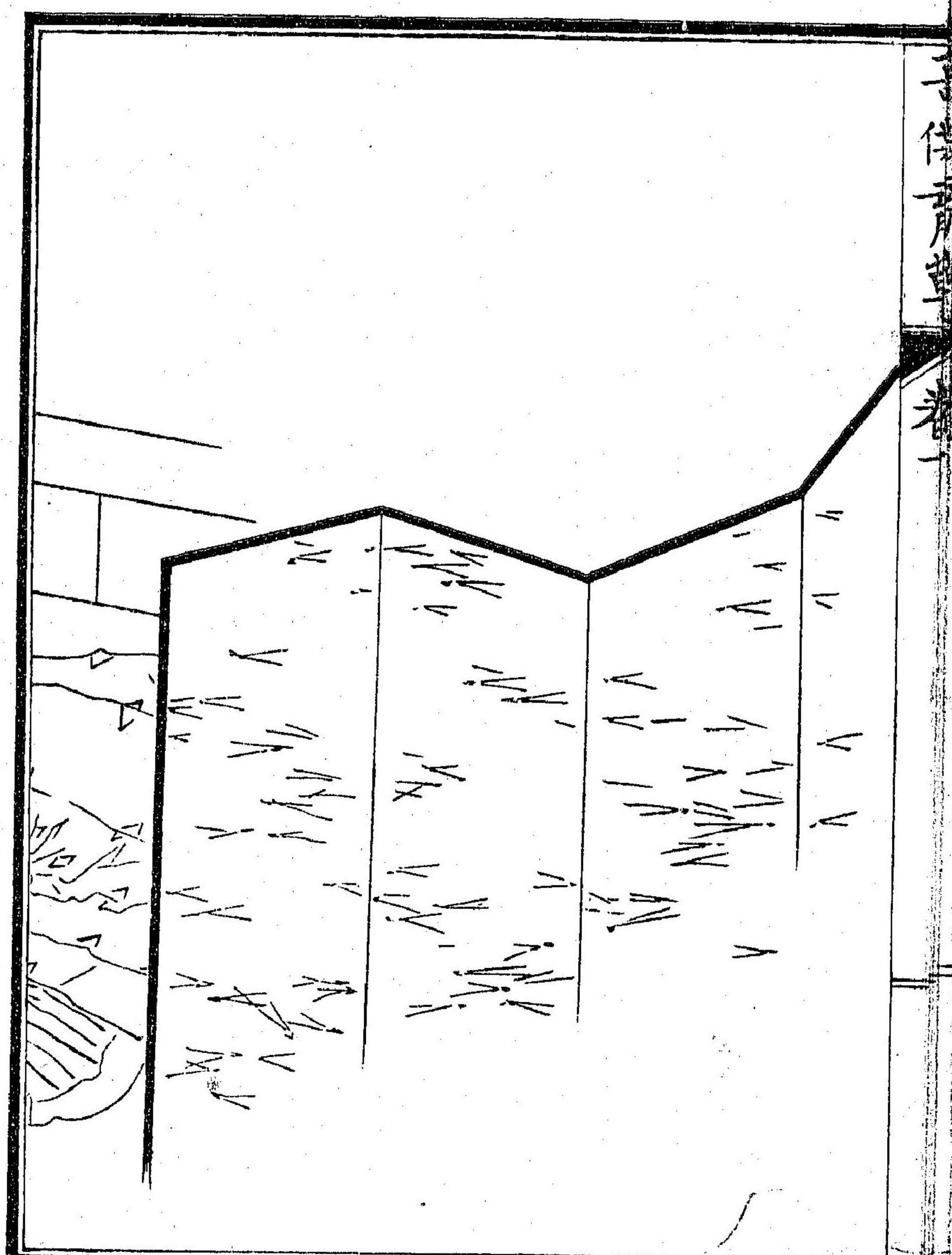
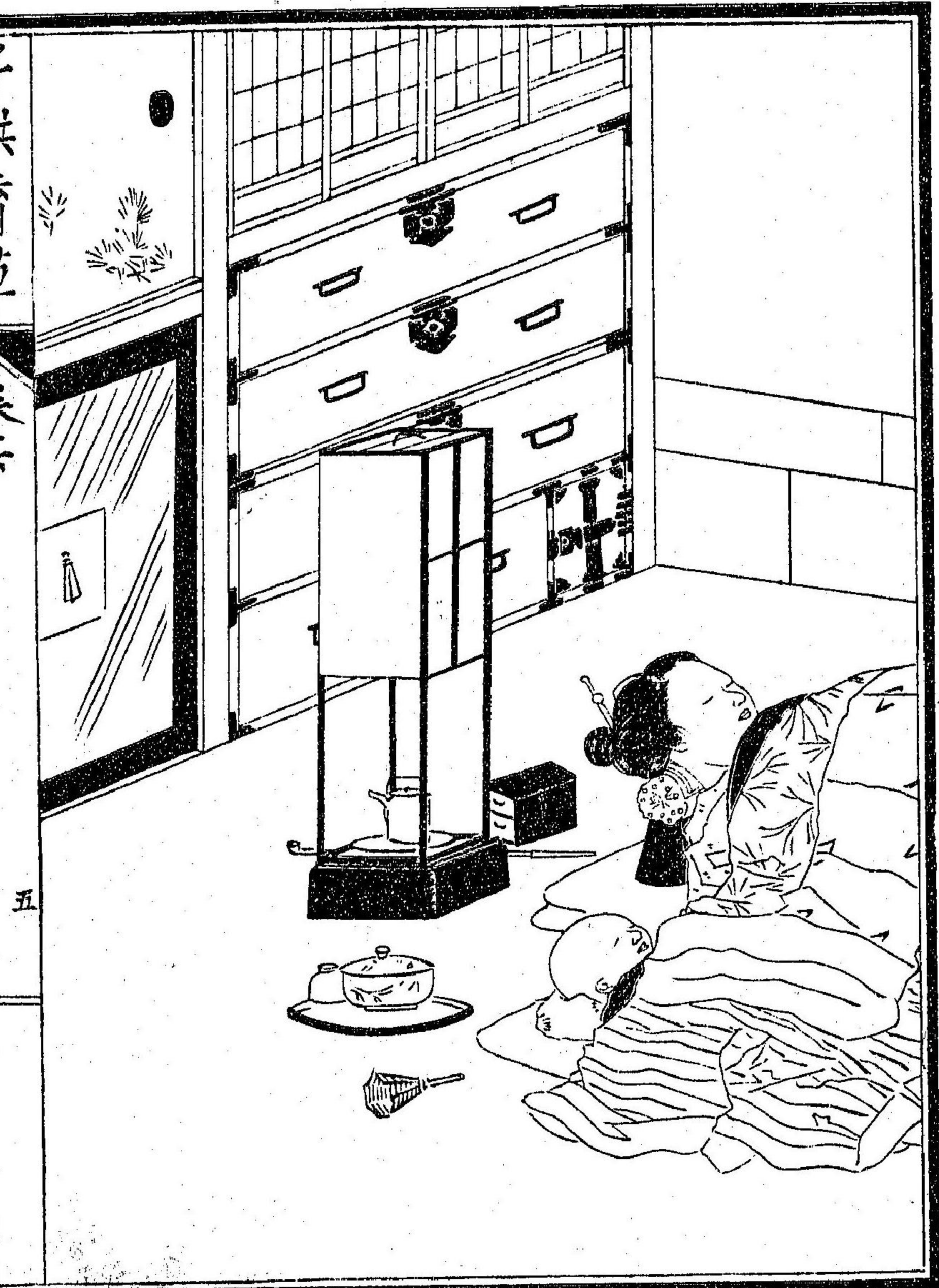
小兒の睡眠ハカクハぬ子のありて定まらざる
刺限よきるときは自ら睡を催して別段小方
便を用ふるふと及ばざるあり故に決して麻
醉藥等を用ひて睡を促さしむるは然るも不
眠の元因をも穿鑿せし小兒不眠多しと記す
多くハ只家族に於て邪魔なりとて直に阿
片等の麻痺藥或は鎮靜藥を用ひて催睡せし
むるも母又ハ兒守の風習とあり来りて此諸
藥の多少の阿片を含むを以て小兒の體質

小兒感害まじきを悟りて只其睡を催す代りて安
心し敢て真睡するも或は麻睡するも其
事ハ顧みざるもの多しぬ小兒を以て睡ら
せめんとして今日麻痺藥を用ふるは明日ハ食
欲を欠損し消化機を止むる小兒衰弱して竟
に病源となすこと必定なり縦ひ若し之を用ひ
ず其害まじきも其眠ハ自然に過ぎれば正しき
生育法に何れ故に醫者より之を用ふるふ
あはざるは決して麻藥を小兒に與ふるあは

かりき又鎮睡せしめんとして賣藥の強心劑
及び鎮痛藥と妄り小多量用ふると并に貧家
に小児ハ多學文盲なる愚母の調合せし飲藥
を服して之が為り全く覺めざる程に昏睡を
するの多きあは世に不悉く知るときを大に
驚きを發まざる

小児を寢せし部屋に光氣を入れざる様并に
物音の響りたる様を用心まぐる是ハ大切
なる前用心するを然る小世に於ては何程小児

の寢所は物響の来るとも小児の眠を全く覺
ささきバ害あると云ふと思ふを甚く間違ふ
事となり何と云きバ從今物響は眠を妨げ
ささきも小児を安穩に熟睡せしめさきハ
小児生るや一ヶ月の間は體温を生むる力甚
く弱るきバ寒天にハ獨り寢臥せしめざりて
母より抱き睡らせし可しと云ふ程のあま
なり然れは夏季もハ一ヶ月冬節もさきハ
九週一週と云ふを過さば母又小児守の寢所



此近邊は小児の寢床を置き之小児を移して寢臥せしむるに母の寢所は小児の帰らんと思ふ情念を忍み耐へざるに二三夜を過ぎ其後ハ絶て並話のなきことあり
小児の寢床ハ日々數時の間風聲ハ觸らせ成るべく日光ハ曝さず
小児夜中ニ於て安眠せざるものを晝間に於て睡眠せしむるか否も夜に入て早く臥せしむべし故に夜七時小寢臥せしむると

きと晝皆ハ眠を欲せざるに且此の如く取扱ふ小児ハ午後ニ於て睡眠す小児は比すれに夜中も尚不寐安臥まじ
孩児の胸を自然に血液の頭部ニ進むものありハ睡眠中ハ頭部を掩ふことあり
小児養育の内にも百般の事柄ありとも就中寢眠の規則を正しくし程大切なることあり少く之を意を用ひしハ小児も健全を得父母も安心す難も其法を立げ忽略すまじ

ときと親子の類家々々々壁ハ眠癒ありき
小児を安眠せしめんとするハ夜中寝臥の
頃一二時の間小児を抱き坐上と歩行せさ
るべし〜ハ夜半に抱き毎夜如此す
とき如し遊失ありときハ小児ハ害を受多兩
親ハ歎痛し而して其過失ハ親小共く子よあ
らさゆが如し

○衣服の事

産後早いハ産児の體温を生ずれ力甚く微弱

さき〜も年長し體強く力〜小從ハ其力増盛
ま〜その方此義を細く心得置〜如何不
とるま〜ハ俗間〜體温を生ずるはがハ孩児の
間と以て事ありと心得遠ハの説行も是此よ
り〜て大なる禍を起せざる故小児は衣
服と繋り著せしむハ此等の事と能く勘考し
期大人と異する〜とを編〜肝要なり起
小當國北アメリカ
合衆國と云ま〜ハ小児の衣服と繋り
著せしむ小季候は抱き〜凡て頸腕脚と全く

顯もまこと世上の風俗もきども小児の如
 りハ如何計る不幸ありて而して之を世上
 の母に責め且説解まゝとせむ只風俗を
 と敢て如何ともまゝと能くせむと答ふは
 蓋し賢論智説ハ之を以て世上の誤解愚習と
 打破すべき武器あり然る小弊風の為小無量
 小兒命を害するもの多きを考ふは此武器
 も愚昧なる女俗の勢を去ることを看るべし豈
 歎せざるべからんや

寒氣の日外にあつて身軀を外氣に晒さるる
 之氣管燃衝肺燃衝喘息鼻膜燃衝等の如き呼吸
 吸病と受らるる小児より大人より多しと男より
 へんきども敢て然るに却て小児小多し
 小児の此諸病は罹て死するもの多し大人は比
 ずば其幾倍も我知るに然るに斯く呼吸
 病と患ふもの多きは悉く小児の衣類着様
 の適當せざるより起るは其製法
 かゝりて呼吸器を用ひせざるより起るもの

一但嬰児の間呼吸器と用心せざるは必
 以生瀝肺病の患と醸まると猶飲食の條に云ひ
 一如く嬰児乃間了消化器と遇てハ一其病
 根を免れきると同理由り故小母ももの嬰
 児と養育するハ適宜の衣服を製すべきと
 此肝要と云ふを會得まるときハ大に勞瘵よ
 りの死數を減まると疑を容れ
 夫天地間の道理は何れも一き衣服を製し造
 此の法度と背き之を為り造りより罰せし生

一死するもの、多きを一見まるときを直に
 了解のゆくべき筈も小母ももの小児の
 一適當の服を製するを為さるる甚ど
 解しつゝたをぬく

小児の頸腕を露し出は風習小付醫師シ一ジ
 一、メーグス氏曰く余此風儀小付盡力して
 百方之を討論し夕暮とも之を解く聽き余が
 説は從ふ所の才母ハ僅う少く多之を聽き從
 ハば一之をうめり小児の難うもの影一

病して世上の母は其妄に兒体を露出さる風
 習を責むるとき其答は幼少より體を固めん
 と欲まむはなりと云へり余因て一才母を詰
 め曰く兒体を固めんやすれ確法ハ小兒六歳
 まで遊ばし熱病燥傷病類の患なき様子養ふ
 べきや而して之を養ふハ小兒衣服を
 適宜に著せ掩ひぬぐ外出して日光に晒すと
 きと則ち最も良き健強するに體實を得べき
 事と雖も之如し此法は徳ハ以且初生兒も亦
 然

弱多と云ふハ多少鼻膜燥傷或は肺臓に係り
 たる病疾まゝと寒冷なる濕氣の収縮を以て
 凝りたる脈管病を受たりて氣血の衰後一ヶ
 月を過ぎてもその穢るまじく
 如し或は胎毒の變遷して一二年も其胎
 毒行なふと胎毒の毒行り母にうつりて胎
 毒の毒當時初なる風疹を以て胎毒
 毒成知り己の罪を悔むべし
 近年來婦人の瘡風一變一厚底起指の瘡を貴

小児習とあり教へ一人も此習態を以て徳と
 用ひし蕭底の香は芳なりと云ふその如く且
 其徳亦益を多しと謂ふべし是其例
 かり
 故小児婦人巳の習を掩ふ風習の習一か
 ざるよりし其身を害するは是婦人の罪
 ありとせよ無心なるは小児小不當なる衣
 服を著せ之を為し其生命を亡しは及ぶ
 其罪亦大なり也

醫師コンダイ氏の曰く小児の衣服を製する
 小温暖なる品柄より寛緩より全身を掩ふ
 衣服あれは如何なる風俗よりとも害ありと
 以然きとも頸肩腕を全く露出し其餘を温
 掩ふは健全を妨害するも必然なり此無
 よりし呼吸或は氣管燃衝の急症或は肺
 衝と發せしむる少くも且肺勞は原因ハ嬰
 孩の時より醸し成きて少ありとせん故に小
 児の衣服を製するハ筒袖と長くして掌根

届らしめて頸胸肩を十分掩護せしむるを肝要と
前用とせしむ

醫師イーブル氏の曰く軟弱なる孩児の間ハ

胸腕を露出せしむる尤も無理なる風俗とせしむ

勿論力をも年長ハ幼少ハ際小なり

盛身強剛小なりとせしむ至るも此諸部

を念入て掩ふると肝要あり也

中古法蘭西擾亂の世ハ當りて小兒ハ喘息其

他急驟する病疴感ハ行々をなると世人の能

く知る所なり其壯年の輩ハ肺勞腸病痛

風等と患ふものあり而して其因を推し尋

ねふ當時の風俗ハ人族の等級より多し胸

を露し衣を薄くせしむる流行しなると起

りたり此風を羅馬の如き溫和なる氣候此國

よりもよくなれども法蘭西又ハ合衆國の如

き候の定まりなき國とすハ適當せしむとす

父母とせしむる温るあり衣類を以て已に頭腕

を包み掩ひ之よりして其安快を覺ゆ故に此

部と露と下氣候の變遷に感ずるもの少き
 あり然るも小児に限り此部を掩ハさるハ何
 有あや解しかり之謂きれき風俗の流行
 かれハ之を破王廢せさきバ小児に至當の衣
 服を著せせ安快を得せしむるあは能く
 小児も大人の如く肺中小新氣を容れし打
 算然きども強健なる年齢ニ至るまでハ寒
 氣此為り外感せざる様胸部を掩護まべし
 小児小衣服を著せざる適劣の滋則を能く皮膚

自然の溫度を存保する様少きべし故小年
 中至極和らるるフラ子ルを以て肌著とあ
 其内夏年より寢も薄き品を用ふし小児生
 き後一二ヶ月の間小其體溫持續せしむ
 幼年此中の中間しく速く小變せしむ
 き小於てを別してフラ子ルの衣類を用て児
 體小溫氣を貯蓄せしむる故肝要なり
 フラ子ルを以て小児の下著とありとせしむ其
 利益あはると遥小本綿又麻布ハ勝せりフラ子

ル冬温氣不散の品より故小體温を減去する
少ありし之を保ち且緩くあり織方巾之蒸
發せしむる場所多し之を為小皮膚の温
度を急小減少せしむる蒸氣を導き去るなり
小児の衣類ハ質素輕薄寛緩なり然し之
但一質素とハ著脱は速くありて小児を勞
させしむるをぞあり輕薄とハ相當の温氣を
保つ程をぞあり寛緩とハ小児の關節并
小兒の自由は動くやうに小兒を云ふあり

小児の頭首ハ宅内よりハ常露して決して
帽子おとを以て掩ふべし
脚を冬節からハ膝上まで来た所の毛織の長
足袋を以て掩護まべし又短足袋も小児は皮
沓を履きて歩行の出る年以ては之を欠くへ
衣類を著るふを好むがけ留針を用ふへし
以急きく小児を取扱ふと危あしを扱け易し
て痛まりく損傷をなす可き成るがけ帯

紐を以て代用せしむ。或は少く氣を解て衣服
 を著せしむるときは留針ハ用ひしむ可方るべ
 小児の上着を帯ハ掌根迄着し袖の筒袖の付
 了頸圍を掩ふもの成用ひ而して其品柄ハ夏
 季これを薄きものをとりとり法も頸并
 小腕の所ハ年中同様其厚地の品を以て掩護
 せしむ。又其製法ハ質素をとりとり然
 不當時流行のシヤクル衣類を貯る金則を用ひ

て斯く軟柔なる小児を著しむるを何處そや
 如し小児の衣服はフロリンヒス又チタルバ
 ロウス何れも婦人の著物に似しを飾り付て之
 を著せしむるときハ其品の摸しハせぬウ式を著
 崩さハせぬか心配先小立ちて却て小児を
 安居る也否此懸念ハ二段の衣を着せしむる
 是此類の衣柄ハ之を着せしむるハ甚だ時間と
 費し且其衣柄ハ破れ損なはるるハ大なる
 とり

母ももものも已ら子も為小海りの衣キモノは氣
 を付まゝ可も也と云ふものもあつべ
 此ども醫師メイグ氏の言ふ小児こどもは六歳ろくさいの齒
 を経て遊を決して父母の所ところ有ありくもどし此
 年とし迄は程能く育上り初めは所ところ有ありくもどし
 き約條の借物と云ふは成なりす考ふと
 此も小児の健全安楽を妨ぐ流行の風俗も
 如しも考を付くも及およばず且奇麗小
 して質素サツソクも純白の上著を變じて總飾ソウジキ式ハ

紐飾の古きを執り毎々彼此の掛を易き衣裳
 を著せし小児の容姿を真ふ善くなりたる
 男おとこハ是こゝろもさうけや

夜中着用は著類を畫著エガキより比ふもハ輕きもの
 を用ふべし且寝臥ネドミの時ときも惣々小児の衣類
 一屬いちぶたる品しなを二變ふたへんまづ

孩兒こどもは多く衣服を著せぬハ不當ふたふたなりやま
 説せつあきとも一概いちがい此説こゝろを守るべし外そと出
 したるとき又また外氣ソウキ流通リウツウのよむ室内うちは

ときおと多く着用すもハよかきと難し
大抵孩児ハ衣服を少く著せ其室内を甚ど
温暖ニ新氣を驅出さるを以て之ハ
病根を醸さる多クきハ用心さる
越々衣服を多く着用するときハ温氣を聚蓄
皮膚を弛緩し竟ニ衰弱を生さるか
と耐熱さへきさる
氣候の變遷ハ用心すおハ養生ハ切
ふふとあまきハ妨害さる候ニ感せ
や

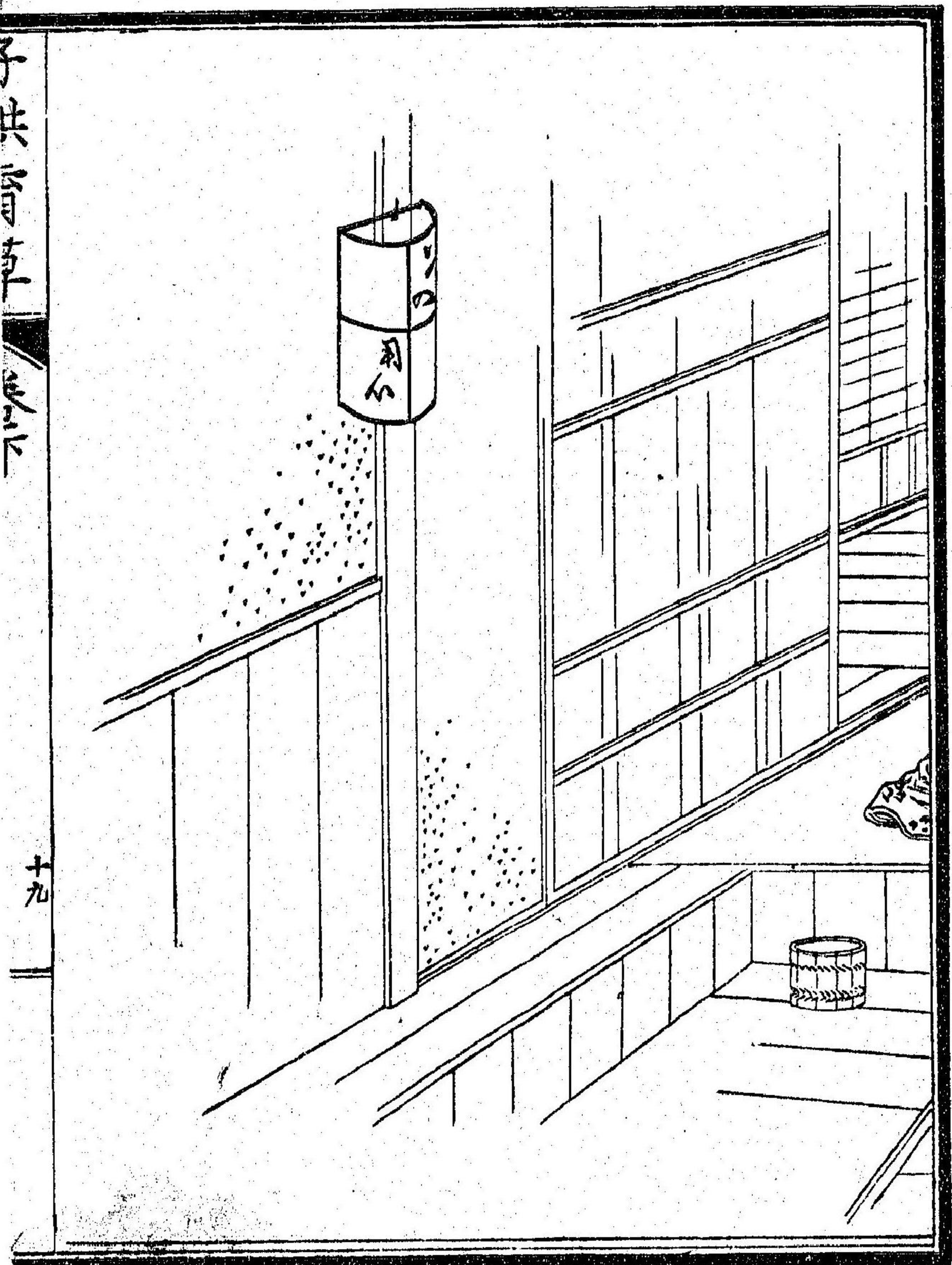
よかとおしそ保護さるべし而して之を為すハ
小児ハ時候相應の服を著せ皮膚の機能
或能くさるしめを要さる外氣を防く不在
り

○洗浴の事

洗浴を身軀を清潔ニし且壯健と引立
事々々ハ概ハ廢さるべきものカニ醫師
イーブル氏の所見を以て既説し其説曰
く全身清潔さるより覺ゆる所の爽快ハ猶ほ

正し行儀の神思を感發するか如くやして
 尤も人此注目すへきものなり又小児の以上
 ありて洗浴不馴ル位原安快を覺えしむる時
 を大人と作りても身軀を清潔にせしむること
 急るその稀ありといへども然るを以て孩兒
 此時を極之を急ると知る大人となりても
 自ら不潔を厭ふ竟る病根を醸すその智と
 能くも清潔を貴ぶるの甚ぶるを不遇くべ
 うききくハ人々此知る所なりて見軀を

壯健スゴヤカなりしむるハ至當の洗浴法を
 小児のものなり而して其法を疑ふもの
 多ければ今至當の法を左に擧ぐる如く
 孩兒を浴するは其温度凡九十六度乃至九
 十八度の體温ヒトタタより同じき清潔なる浴湯を以て
 せよ然るも此温度を知り小乳母の乳
 湯オキボトを以てすると不正あまは浴湯の温度を適宜オキボトに
 する為る別子寒暖計を備へ置く小如くその
 方如何やくあるべき善し其湯熱し過るれば



衰弱と起し、冷よ過くぬを其生力を苦歷し、後
 と病苦を引き起せむを
 児體を堅固にせんう、常に孩児を冷水に浸す
 事、こと我勸む、その可きとも、月を経るに、孩
 児の肉體ハ、抵抗力弱き、故に必ず行ふべし
 事、事と
 小児の歳長し、體強くする、後、温度を減し
 其肉も、炎熱の候、節々ハ、一二月の、間、冷水
 と浴せしめ、可なりと、證も、證、ハ、體温
 下

回半、温湯と用ふ、を、一、と、
 洗浴の時刻を、朝、間、一、其、肉、も、朝、飯、後、二
 三時の、時、を、尤、も、と、
 洗浴の器を、俵、の、小、孩、児、の、全、身、ハ、湯、中、に、在
 る、様、お、ま、づ、彼、の、體、熱、を、湯、中、に、浸、し、
 風習を、極、め、宜、し、か、く、され、ハ、必、ず、行、ふ、べ、し
 ら、ん、ぬ、此、風、習、は、上、部、の、部、分、自、ら、温
 水、湯、温、水、冷、う、す、外、部、に、觸、ル、寒、氣、の、氣、を
 生、ま、ぬ、と、以、て、孩、児、も、從、て、洗、浴、を、好、ま、り、且、恐

らくとは是よりして聖京候等おれ呼吸器に
 係りたる焔衝病を引起せしあり
 小児の全身を温湯に投し浴せしむるハ家初ハ
 三四分時の間湯中を居ししめ漸長し強し
 るも不従ひ其時間を長くすべし而して湯中
 より出るとおるときハ和らかりつらるるを以
 て和ら強く擦り拭ふ處し此拭法ハ唯皮膚に
 濕を拭ふげうりよりハ大ハ益ありと云はれ但小
 児も快く思ひ且皮膚を強壯しせしむるハ此乃

如く洗浴の後四五分時の間全身を擦り拭ふ
 若くものありと云
 小児を洗浴せしむるハ石鹼を用ふべし如
 何するも全身に油氣を分泌しし皮膚
 を軟柔且滑潤しし以て之を掩護せしむるの之
 故なり若し石鹼を用ふるも其油氣と混和し
 て其油氣を去り皮面を粗裂粗糙なりしめ
 洗浴の主意を皮上に残りし多蒸發氣を洗除
 せしむるべし而して石鹼ハ塩性のもの
 故に温湯

小澁和しずわ一ひと易やすくし之これを洗除せんじゆする小ち其その芳かほる
 然しかるる之これ洗浴せんじゆの主しゅ意いハ害がいある石鹼せきけんを用もちひ
 之これ思おもぬべ然しかきども非ひ常じょうの汚垢けあかを去はらり武
 事ぶ衣い洗淨せんじゆせんやまると知しる上品じゆんぴんの石鹼せきけんを
 搦なひ用もちふべ其その品しんを白しろ色いろの固かき精製しやうせい石
 鹼けんと以もつ最も上品じゆんぴんと云いふ
 洗浴せんじゆの度ど數かずハ時節じせつに應こたへし加減かへんまじる即すなはち
 夏なつ季きの向むかひ毎まい日にち朝あ夕ゆふ暫しば時ときの皆みな沐浴みよくするとき
 之これ神しん經けいと感かん奮ふん一ひと小兒せうにも亦また快か喜きするものるを

然しかれども冬ふゆ季きの寒か日ひは隔朝こつあさ小兒せうにと沐浴みよく
 汚垢けあかと洗除せんじゆしる是こゝ是こゝまじるべし
 然しかるる如ごとく洗浴せんじゆと欲ほせざるときハ温湯ぬるま水みづ和あわ
 せる浴巾ゆきんの類るいを選えん是こゝを以もつ身み體たいの諸部しよぶと
 洗せんひ拭ぬぎる可べきる也なり然しかれども之これをまじるハ小
 兒せうにと冷ひやきぬ様ように用もちひし洗せんせんとまじるべし一ひと部ぶ
 之これを以もつ洗せんて拭ぬぎる乾かわきし後のち之これを搦なひ以もつ
 全身ぜんしんに及およぶべし
 如ごとく定則ていそくの洗浴せんじゆをあまりし時とき々々絶たえず注ちゆ

意して衣類の汚濁を除き皮膚の汚れさる様
よまづ

○慣練の事

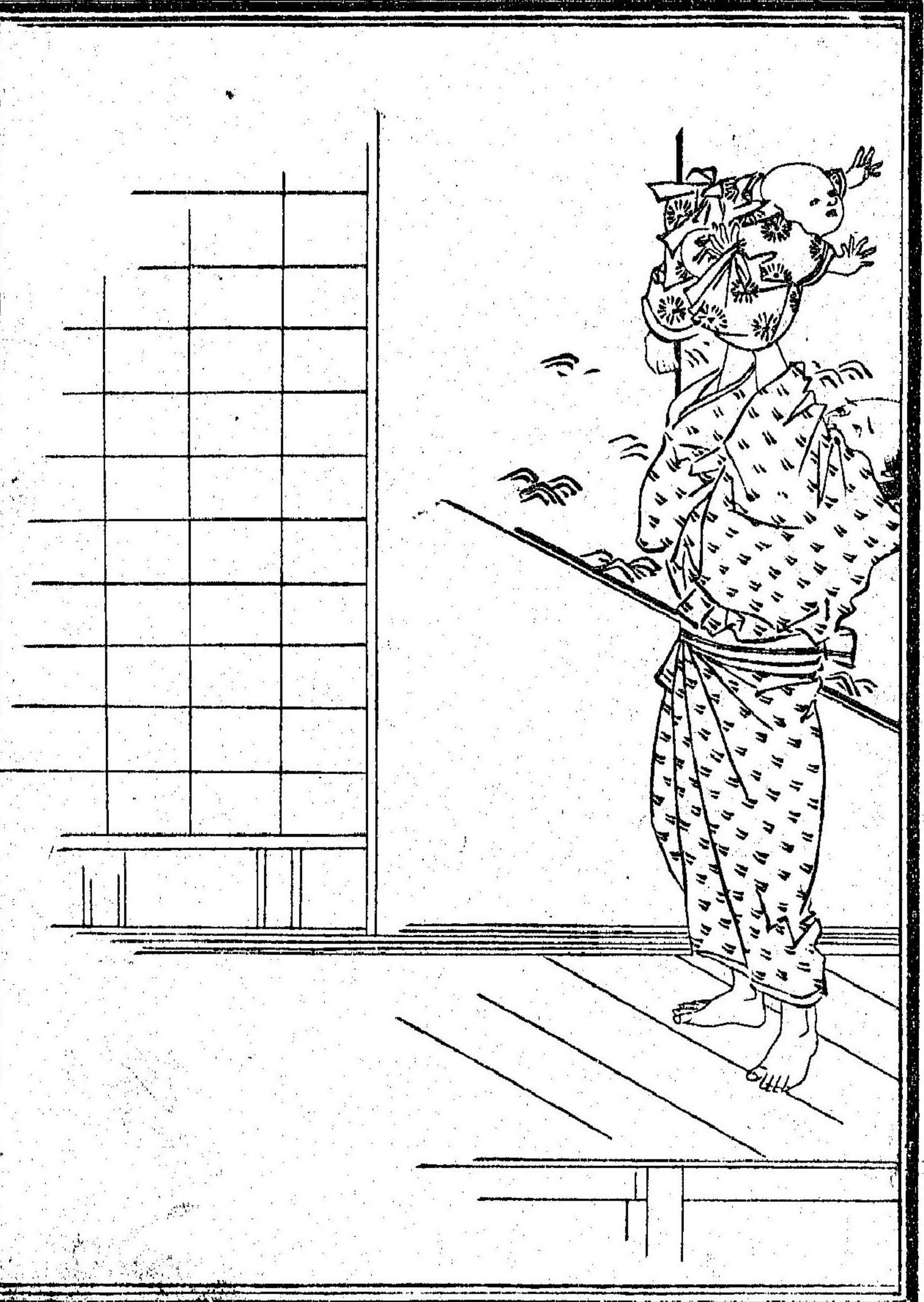
身體を慣練し健壯と力をも生ずる内
事も小児の頃より起時を起し
殊しく大なる功益を得んとす
注意し其體中の機關并に其機能と
を解達すふあり
生て後一二ヶ月の間は全く運動し
かざる

此をれば孩児を抱くハ児守の腕を其頭
を支へ其體を斜し如何様の事ありとも四
ヶ月小至るまでを直立したる形に抱くべか
し如く甚ど強き小児をれば夫より二三ヶ月
月も長く頭を支え成るに嬰孩の間を其
背骨に抱く頭并に肩の重き成支ふ力なき
その外をばより年長し背骨の彎曲尙儂
きも此事を忘るる頭を支へるが有る
慈く小児を取扱ふハ餘り温和を過さず

小兒を携ち揚るふ不圖して小
 兒の腕を以て抱へ揚るも阿の
 決しや々様のあつて成る身様
 用心し常こ
 脛下にあつては所胸の両側
 子息を當つて抱
 へ揚くべし如何に
 水ハ小兒の頭ハ節
 此凹處甚く浅く諸骨の接合
 疎小弱きを此
 義を思ひしりし前の如く持揚
 ると足と
 骨の脱臼或は挫傷カ一易
 せんをばり
 寝臥したる小兒を起すは常
 二頭を支ふ

こと成忘るべし如く之を急
 急よ小
 兒を起し其頭を後下垂れ下
 させしハ取も恐
 づき急難を生まぬを至

怒て小兒を空中に高く衝き出
 して或は上り下
 ぐ一或は粗暴ハ振揺ハ多ク等ノホトハ一切之
 を禁むべし此類の慣練ハ決
 して小兒の為ニ
 益と力なきこと常ハ危難を
 遁きざる如し
 兜守も太々安樂にして小兒
 の為にも大小功
 益あり慣練ハ床畳の上ニ
 小兒の背を下り



て臥せしむる如くその方一之ハ小児を
 て自ら運動せしめ且見守の手を小児を圍
 むを以て脱落を等々如き不安心をもくふ
 之して小児も自ら慰樂する所を
 小児生れ二週も経るときハ夏季は日
 が小抱きを外出一試を車揺り曳き櫛玉
 之金一能く温和多氣天候と雖も久
 家外に居るへうは又常ニ夕方の濕氣を避
 へし且生を一週の間を糸網を以て小児の

顔面を掩ふべし此此此小児の眼ハ強き
 光を甚く堪へかききするをば
 小児十分歩行し此出まは室内

小て此處彼處へ行んや一這廻るものるれ
 とも之ハ止むるよとて蓋一人も他の物
 物と異なり大惠のあり造物者より立行
 云へ貴命を受るるを以て忘るべし
 らん

小児を一這廻るむるを以て忘るべし

衣類を汚損し小児を清潔にせしむる能はざる
此の如く一部ハ肥ヒ大ダイ小生長コシヨウ一々他部ハ其
大も成減少ダイセウせしむる可コハる但タ容貌ヨウバウの醜ウツクシ美ミ
を大ダイ了此取扱シヨク方カタ子コかカるものなり
父母フボウもモ力チカラ短ミダシく其兒コの歩ツキむと忍シん
とす其願望ガンボウ上ウとト未ミと體軀テイキウは其機能キノウを未
とト成勉テイケンめ勵レまマしシ歩ツキまマすもの屬レあアる
たタるル竟ケイに多少タウシヤウの廢疾ヘイキョクを立タて例レイ少シヤウら
らラ小兒コノミを歩ツキ行コトせセふ十ヶ月頃ジュウゲツケンよりヨリ去クるル也ヤ

前ハ十三ヶ月頃よりすスる左程サダマは妨サマシげハ
かカらラ去クるル也ヤ只シ未ミと關節ケツネツの強ツヨクくクて體軀テイキウを支サ持チ
不穩フウベンなナがガるル小強コツヨクて歩ツキまマす之レをシて身ミの
廢疾ヘイキョクを起オキすことコト或考アルカウふフるときハ強ツヨクての歩ツキ行コト
を謹ツツシムむムべきベシ也ヤ
小兒コノミの歩ツキ行コトを教シふ道具ドウギ仕掛シカケ多くオクあれとも用ヨウ
ふフへヘるル以モ當然タラシの歩ツキ行コト期キ至シきハ教シへヘるル
能ノらラ念ネンずズてテ此コノ也ヤ自然シゼンに任マカせセるルべきベシ
歩ツキ行コトをシてテ慣ナ練レンすスべき期キよりヨリ速タカくク過ス

武を遊ば過るに恐れあり用ひすべし
 小児遠者ハ遊動をまんがと深きハ父
 女の職務ハ小児をして此最も希ふべき事仕
 を遊ル一むるを自由と澤せしむるに在
 り故不成ふべくも一の遊戯地を設け好ま
 天氣の節は備へ又大空を設けて悪
 き天等の日ハ備ふべし且其要ハ農民及ハ職
 人の道具等種々の嬉戯ハ属する道具を備へ
 置き此を遊ばしめバ彼を娛樂せしむるに仕

掛るときを自在に生動して筋骨強健となり
 精氣を増盛し意ハ壯健の概概とあり遊
 小児をして只遊動の主意をして面白
 らぬ一と續きの戯藝を貫き學ばしむるに程
 識りしめし如此をれば嬉戯とあり遊
 學とを小児をして勞身苦思せしめて快
 遊動せん後で身心共に壯健とあり且之を
 教へ責むるに煩くも其器械修理の工夫も容
 易とありとあり

○空氣の事

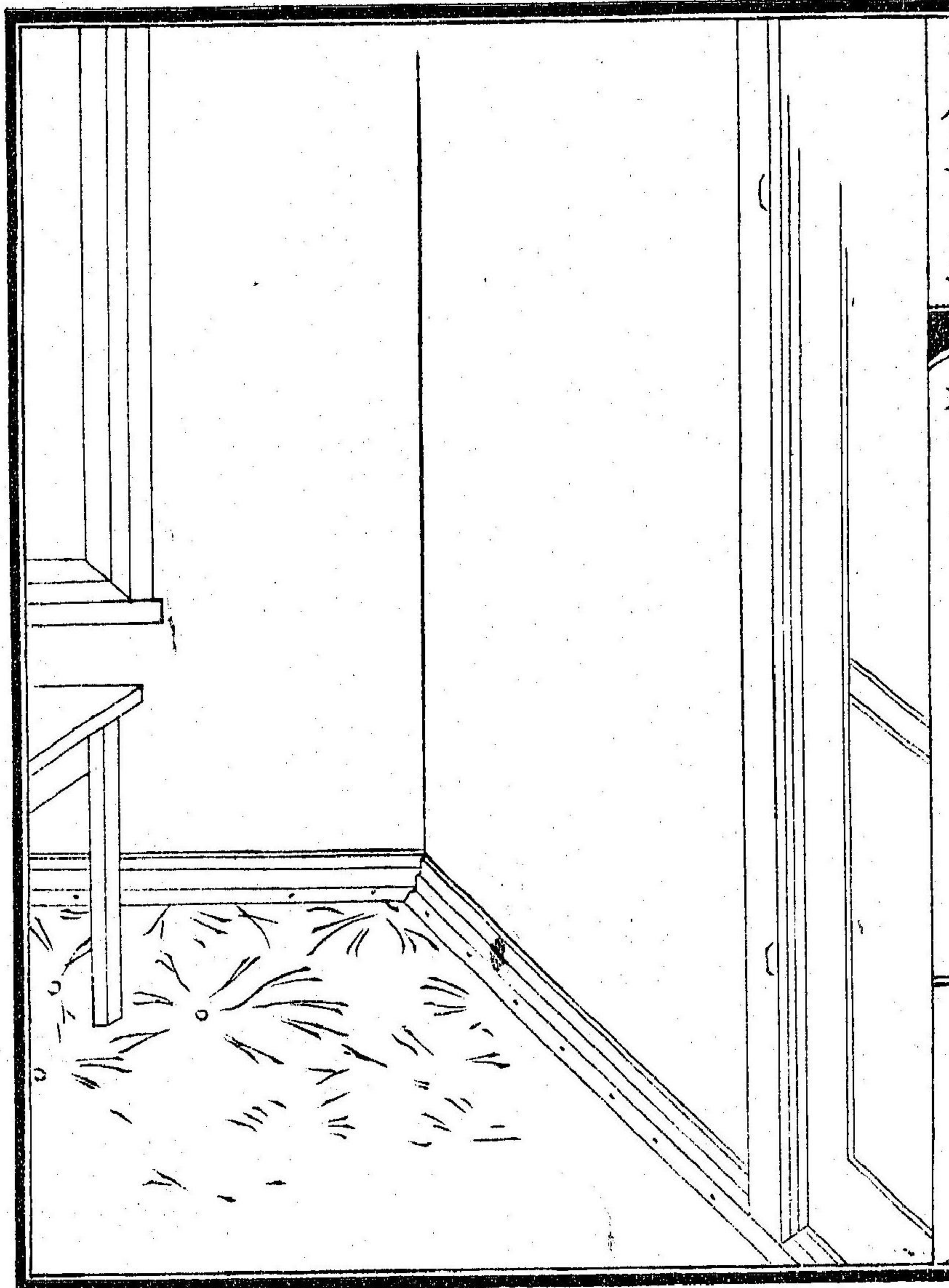
近年本病院寺堂宿願の如き大建物を建てたる
 大に空氣流通の法を改良せりや雖も尋常
 の民家に對してハ未だ其法一般に行届かざり
 て室房不換然り風入の法を設け空氣を入
 替ふとせし是數多の病根を醸し我人生此
 禍害とす所以を而して惡毒中に閉ぢ居
 り居て害のあまると生瀝の中にも軟弱
 と感し易き小児の滋より甚しきとす

當今婦人其子成長す外氣に遇ふべき

その肝要を知るの多し此等小児
 小大益あり勿論也一欠くへりさるる
 也強も斯く屢小児を外氣に遇ふは何故
 肝要すや又何故家外より歸ると其
 左程に快活すや又室中より呼吸するは
 室中の汚穢より小児に害あり所以ハ何故
 たりや能く思ひ及ぶ也
 小児ハ食物をとりて數日の生命を保つべし

と雖も空を呼吸するも暫時も生存するも
 能はず又生命を保つに空気の肉如し其は
 分と既し呼吸ししと其悪氣と多ると之と除
 去れば残り半分の空を呼吸するも不足するも
 意小若死を致さず猶形體を保つに不用
 なる程此食量を減して僅に其半分と給與さ
 れと竟ふ餓死を致すが如し而して一度呼吸し
 多量空を再び呼吸するも其害あるも明
 かかりと竟ふ死を致さずと雖も此小

見部屋を見しと陳腐なる空気が出ると新鮮
 なる空気が入りて絶えず新舊代謝する様は仕掛
 かけのもの幾許もなく小児を以て既に呼吸し
 たる空気を復し呼吸せしむる病室の根本とす
 故に勿論として竟ふ死を致さず
 我輩共の先祖と皆我輩と異なりし身軀強健
 かりしや何故に然りやと尋ねて尋る小外
 氣の軽小住に暮し居るあり其頃の家宅ハ
 種々の事故よりしと生命を保つ形體を強



健ヤふキ外ガイ氣キ四シ方ホウ上ジョウ下ゲよりカヨ流リウ通ツウまマるル中ナカにシ小
 造ゾウりリをセまマるルハハありリ
 善ゼン一イツ此コノのノ如ニくク家ケ外ガイよりヨリ新シン鮮センるル空クウをキ入イるル
 とトたタとト其キ室シツ内ナイハハ甚シとト寒カン冷レイ外ガイよりヨリ人ニンのノ階カイ
 風フウよりヨリ昔セキよりヨリ出デるル一イツとト思オモふフとト通ツウ係ケイるルれレとト決ケツ
 してシテ然シカるルにニ如ニ何ニもモ方ホウ色シキハハ如ニくク窓マダをシ少シくク閉ヒ
 きキ外ガイ氣キをキ入イるルもモ窓マダをシ掛ケくクとトたタとト其キ
 隙キ風フウをシ防ブぎギ且ナ室シツ中チュウよりヨリ炭タン薪シンをシ少シくク増マはハすスとト多タ
 とト相サ當トウのノ温オン度ドをシ保ホてテとト方ホウりリ

小コ児ニのノ既スにニ呼イ吸キしたラ悪アク毒ドクをシ再シびヒ呼イ吸キまス
 するス一イツとト毒ドクをシ受ウけケるル時トキはハ夜ヤ間カンをシ尤モトもモ甚シとト
 然シカるルれレどもドモ熱ネツくク夜ヤ間カンのノ氣キをシ悪アク毒ドクとト思オモふフ
 ことコト世セ俗ゾクのノ習シユはハ少シくク識シキ量リヤウのノ所トコロ人ニンと
 してシテ之レをシ思オモふフ一イツめメババ其キ敢カンてテ死シらラるル一イツとト忽トクちチ
 了リョウ解ケしてシテ大ダイ都ト會カイのノ外ガイ氣キハハ晝ヒル日ニチよりヨリ夜ヤ間カンをシ純ジュン
 潔ケツとトまマるル一イツとト知チるル一イツとト唯タカ小コ児ニよりヨリ呼イ吸キせセ
 一イツとトむムるル一イツとト害ガイくクるル一イツとト夜ヤ間カンのノ室シツ中チュウにニ生シ命メイをシ
 保ホ衛エイしてシテ壯ソウ健ケンくク一イツとトむムるル清セイ氣キをシ一イツとト閉ヒ籠リウ

残りて既呼吸したる腐氣あり
小児の寢室ハ上より引き降る窓戸ありべ
し但し之を閉ちて寢衾を十分著せしむれば
小児ハ温暖なりて寒邪を受る事の恐るべき
故別ニ火氣を以て窓を温むるに及ぶ後ニ
室中の空氣も亦汚敗せしむる蓋し小児ハ寒
氣多し人かききりの衣寢衣を絶えし十分
著せしむる又寢室中の窓戸を開きけしむ他室
と通せしむる他居室もその内ハ寢室の如く

外氣流通せしむる窓戸を
閉し置くはなほ空気が汚敗の道あり
も少しと他室より通し入るものなきこと
空氣の汚敗する原因一ありきこと
中尤も能く汚敗せしめて且呼吸に害あり
と既ニ呼吸せしむる窓戸小児ハ病氣
なりとときハ衣服を擽して温うし一時宜しよ
し温湯をバケルと畳子を以て温め而して
窓を開きし新氣を通せしむる然れども寢所ニ

隙風の来ぬ様用心をすべきハ勿論なり但空氣を清新キヨクシヤクにするは之を措て他カに益ある術テハ一薰法カヨクシヤクの如き實際ジツカに益ある者ハ決して用ふべき勿れ唯病室ビヤクシヤを傳染を避くべきものを清新キヨクシヤクする外氣クワキと云
 室中ニ焚火カキヒを置くは一般の風俗と云ふより外氣流通クワキリツウの如きハ甚不幸な事と云ふれ少も縦ひ之コレありも必以室中シヤウチュウに絶えぬ至極清鮮キヨクシヤクする空氣クワキと云ふて能ハされ理ハ一唯空氣

氣の流通キリツウは意を用ふべき之コレ爐火ロカあり暖くよきと云ふ室中シヤウチュウに焚火カキヒと雖も之コレを室中シヤウチュウに如く空氣清新キヨクシヤクにするは我湯べり世人セジン多々之を寒暑サムと空氣流通キリツウとの辨ワカを誤アヤマり空氣と清新キヨクシヤクを多しハ必しも空中クワキを寒冷サムにするハ必しも空氣クワキの流通リツウよきものたるを以てカ濕室シツシヤと雖も空氣クワキを清新キヨクシヤクと云ふを得べし

鬼守部屋オノモリヘの濕室シツシヤニ注意チュウイを以て肝要カンヤウとして記

寒暖計を置て之を極能く一晝日ハ冬幸お
れハ六十五度より七十度の温氣を欲すべし然
るに如く小児の居室は温氣劇しく過るは
之筋力弛緩を生じ大に體温力を減し従て
寒冷なる外氣に遇へば相當の温度に慣れぬ
弊ものよき寒邪を受易しと云
呼吸ハ小児の出産と共に始りて夫より一
生の間絶えずこれ一而して其呼吸は毎
或は薬とるを或は毒と方とて外圍より空

毒の品質は從て異あり然れとも人ぬ一惡氣
此害あるを粗忽ニ考ふときハ左に於て
之ハ是らさきも能く熟思するに於て健全
を保持すべし必用なる清潔なる生活に於
て實證を憚るべし

○禮教の事

此書ハ此義を悉く説きて可る事とも始り
其主意はありき礼を唯小児の健全安全を
禮儀行状ニ關係する所の或舉ぐべし

人生の主とされ所と唯究理上の健康法も
 みるゝと思ふと我の體よ所はあゝ人身の
 中究理に係りたる部と心志に係りたる部と
 相連係して體をささへ此兩部を健全に達せ
 んとは何れも正道の教育にありあり
 小児生を二三年の間之を取締りし
 唯權威を以てせしむるを得其時父母
 の言葉ハ其法則とるべし決して
 小児に向ひ向ひ返りへしむるなり但

此柔弱する事頃と義理の分別もなれぬ
 此ハ長々しき理窟を以て言葉を用ひ
 とも唯汝ハせよとせしむるは又為さるゝハ出
 来ぬが二語の主意を以て自ら安福を得て悲
 痛をささむるなり又如何様の事なりとも小
 児に諛諛物を遣りて聽き従ハしむるの風を
 行ふべし又此ハ小児を服従せしめん
 て怪物を以て威し或は脅し惡習をなすべ
 し但始よと父母に信任服従をせしむる

此の如くは小児を養ふに説解も遣ひおぼしめさず
 もまゝに及ばずして直に喜んで父母の言を
 遵奉まべり實に親子の慶福安全ハ此教導
 關すありやれども小児を以て其遊道具
 を捨て寝床に就かゝりめんとして種々其手段を
 盡し又病氣のときも藥を服させんと
 家族亦集り説き勧めども速く小腹痛せさ
 るもの間てあり其容態を以て之を以て何ん
 と歎ぐべきやれども之れを以て教導の宜し

かゝるきゝか故あり

小児ハ理窟ありき議論するハ解せしむるも
 能なきとも其正邪の差別ハ直に合点するも
 のなきハ母と教もの其子と温順正直小兒
 と思ふに常に左に掛けたる主意を忘るべし
 即其主意と醫師コンブ氏の實況は父母
 と其怒情と勘忍を以てしるべきなり
 時を慈愛を以て撫育するも又一時ハ諷
 刺を以て恐威し以て小児の正實順撲なり

を現出せんイタスとまゝハ猶おほ不勤しんよも葡萄ぶどうを採ら
んとおほ刺さより無花菓むけがを揃そろらんとまゝハおほ勤しんよ
も一おほ能のうハまゝおまゝ

小児こゝろを取扱とふおほ粗暴こぼの事ことハおほぬおほり
一おほ小児こゝろと温順おんじゆん堅固けんこ子こ能のうんと思おもふおほ慈愛じあいを施ほ
けよりおほ他術たじゆつナおほりおほ

小児こゝろ生長せいじやうまおほ後ごハおほ法則ほつそく通とるおほ小書籍せうしやくを以もつて
教授けうじゆせまおほへおほりおほ終はつともおほ多おほくおほ之これを始はつ
まおほ早はやきおほ過あやりおほ先まづ讀書とくしよるおほの業わざまおほ心思しゆ

を勞らうせおほむおほ前まへハおほ見聴けんていを暢ちやうひ開ひらく時ときを許ゆるり
通とりおほ死しハ却かへて教導けうどうの効きを養やしよふおほ大おほ
りおほ且かつ見聴けんていを脆弱せつじやくまおほりおほ後ごておほ死しを免まぬるおほべおほりおほ小児こゝろ五歳ごさいよりおほ讀書とくしよを
おおほもおほ八歳はっさいよりおほ讀書とくしよするおほもおほ亦また敢あて意い
とまおほりおほ何なにもおほ若わかしおほ心思しゆを勞らうし過あや
き餘あまりおほ腦髓のうずいを悩なやみおほて之これを為なすおほ壯健さうけんを害がい
ふおほりおほハ豈あや大事だいじまおほりおほ也や醫師いしやカルドカルドルル氏し
の名言めいごんハ花盛はなさかりの春はるを憂うれしおほ緑葉りよくの繁さか茂もせ



其夏カキカキさんとの愚おろ々する思おも付づより其夏ハ
 竟つく来きる以も菓實ミカドの出い本きる前まに花はなを凋し落おす
 小兒こゝろをして書物しよぶつの心思しんしを用もちひる早はやき小過こく
 へうくさぬる肝要かんやうするれとも亦また之これを始はじめむ遅おそ
 きりも過あやむへうくさぬる且また小兒こゝろの向むかひかゝると
 老おき汝なんぢハ解わからぬと言いふと常とこに教おしえられともう様よう
 のときハ能あたる答こたへ聞きくべし小兒こゝろの安心あんしんを
 守まもりけこ一通いっ通り流ながき聞きくときハ達者たつしやの智ち
 識しを用もちき禮儀れいぎを知しる一いち助すけと力ちからを
マスケ

一此こ等らの教諭きょうゆハ志こころ離はなれまへうくさぬる要務ようむと
 固かたく父母ふぼより讓ゆるぎ受うけと教おしえられ性しやう質しつするは其子そのこ
 の精神しんしんを移うつり賦たづねるも勿なし論ろんするれとも生長せいじやう
 後のちの善良じやうじやうの質しつとなす小兒こゝろの内うち父母ふぼの教おし
 導みち方かたやもよふこと疑うたがひる然しかる小世せ俗ぞくは小
 兒こゝろを育やしなつるもハ心こころ神かみ強ま健けんより才さい智ちある人ひと
 小附托こつけたくまうるも寧ねいろ魯鈍ろとんおして無む學がくなる人ひと
 小こ子この如ごとく思おもふと大おほき間達まんだひお
あ

子集卷一 羊 卷一 下 終

子集卷一 羊 跋

余幼蒙 師教 志學 不 孩 晚 疾 病 亦 不 會
上 子 亦 已 慨 然 對 平 持 不 款 一 言 曰 兒
靜 軟 柔 性 勢 微 弱 病 亦 難 痊 動 止 亦 不
名 萬 亦 隨 之 終 年 濟 亦 不 一 言 曰 兒
醫 侍 侍 人 皆 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦
嘗 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦
命 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦

生れ道義の由らざる。折人の善村の事。正
然。母人智の私欲半違ふ。善く
送給ふ。母人智の事。善く送給ふ。母人智の
善く送給ふ。母人智の事。善く送給ふ。母人智の
善く送給ふ。母人智の事。善く送給ふ。母人智の
善く送給ふ。母人智の事。善く送給ふ。母人智の
善く送給ふ。母人智の事。善く送給ふ。母人智の
善く送給ふ。母人智の事。善く送給ふ。母人智の
善く送給ふ。母人智の事。善く送給ふ。母人智の

生れの理人。善く送給ふ。母人智の事。善く送給ふ。母人智の
善く送給ふ。母人智の事。善く送給ふ。母人智の
善く送給ふ。母人智の事。善く送給ふ。母人智の
善く送給ふ。母人智の事。善く送給ふ。母人智の
善く送給ふ。母人智の事。善く送給ふ。母人智の
善く送給ふ。母人智の事。善く送給ふ。母人智の
善く送給ふ。母人智の事。善く送給ふ。母人智の
善く送給ふ。母人智の事。善く送給ふ。母人智の
善く送給ふ。母人智の事。善く送給ふ。母人智の
善く送給ふ。母人智の事。善く送給ふ。母人智の

父海多あまのきよひのまはつて廿才は筆
玩味し。維令造に忠一助たりて
空々始害し。其心は此の如し。拜ま
余請ふ。弟に書きて。此の如し。願ふ
少は。其心以下。臨み代る。其心。

紀元二千五百三十四年六月

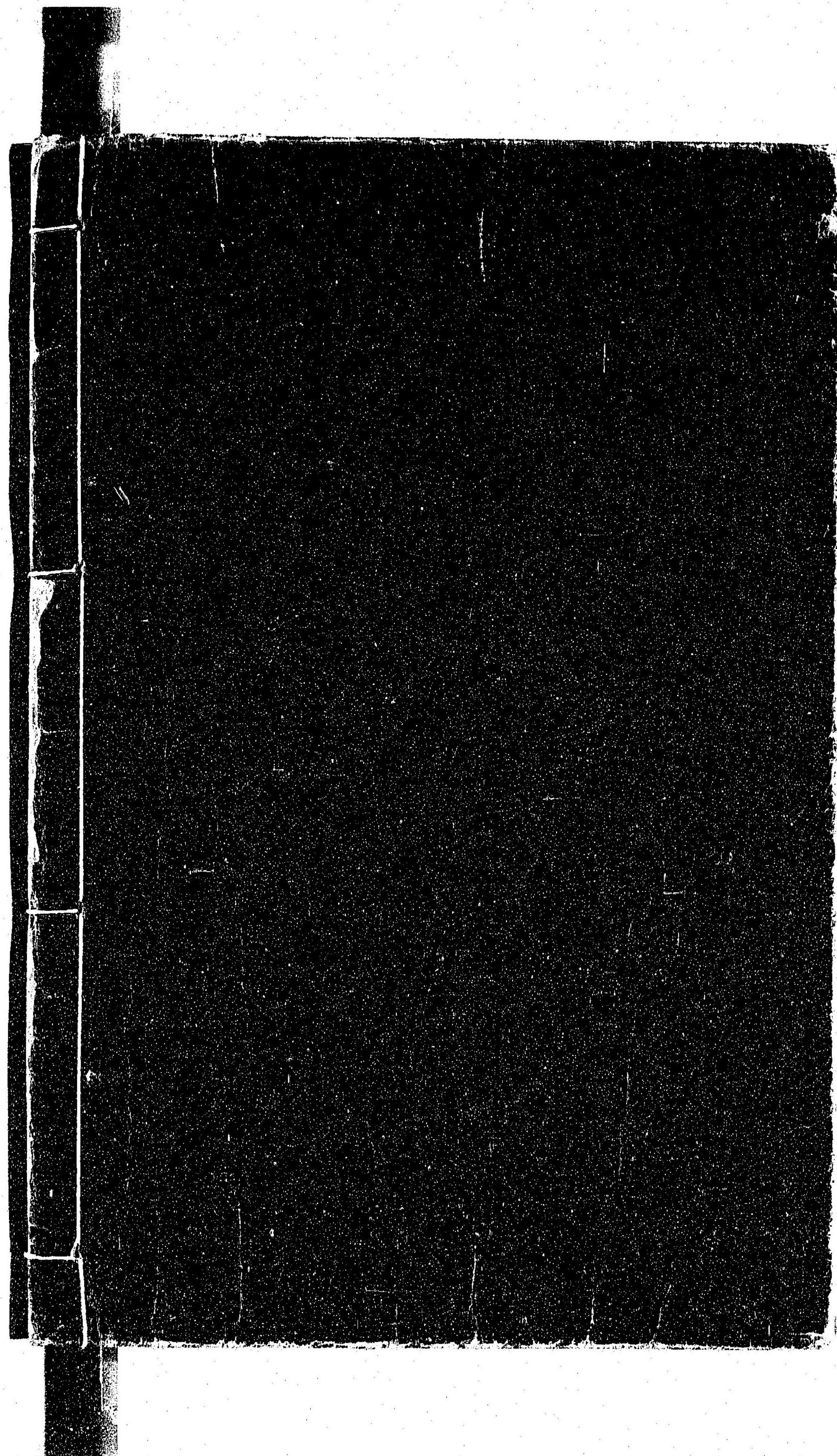
産霊舎主人誌

恭心宗玄



三都書林

- 京都寺町通松原下ル 勝村治右衛門
- 大坂心齋橋非久太郎町 柳原喜兵衛
- 同安土町 石田和助
- 東京日本橋通壹町利 北畠茂兵衛
- 同二町目 小林新兵衛
- 同芝神明前 佐久間嘉七
- 同所 牧野吉兵衛
- 阿國横山町三町目 太田金右衛門
- 目黒橋通二町目 稻田佐兵衛



子
供
育
草

特38

569

